

四日市市教委告示第5号

四日市版コミュニティスクール運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月8日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市版コミュニティスクール運営要綱の一部を改正する要綱

四日市版コミュニティスクール運営要綱（平成22年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第7条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該校長の推薦に基づき、委員会が委嘱し、又は任命する。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 3及び4 (略)	(委員) 第7条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該校長の推薦に基づき、委員会が委嘱し、又は任命する。 <u>(1)</u> <u>当該学校の学校評議員</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 3及び4 (略)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)